

借換可否整理表

既往借入金		本制度の対象者要件		
貸付実行日	責任共有	4号	5号	危機関連
令和2年1月28日以前	対象	×	○	×
	対象外	○	○	○
令和2年1月29日から 令和2年4月30日まで	対象	○	○	○
	対象外	○	○	○
令和2年5月1日以降	対象 (本制度)	○	●(注)	○
	対象 (本制度以外)	×	○	×
	対象外 (本制度)	●(注)	●(注)	●(注)
	対象外 (本制度以外)	○	○	○

○…借換え可 ●…自金融機関扱いに限り借換え可 ×…借換え不可

(注) 法人代表者の連帯保証が付された本制度の借入を、経営者保証免除対応を適用した本制度の借入で借り換える場合は、他の金融機関扱いでも借換え可。

※既往借入金は自治体制度によらない保証協会付き借入でも可。

※既往借入金は貸付実行日別または責任共有対象有無別を問わず複数口を一本化することも可能であるが、本制度の対象者要件から見て、ひとつでも不可となる組み合わせの既往借入金が含まれる場合は借換え対応不可(例えば令和2年1月28日以前の責任共有対象の既往借入金を有する中小企業者が、本制度で4号による新規借入を行う場合、既往借入金と新規借入を一本化することはできないため、既往借入金については、本制度で5号へ借換を行う必要がある。その際、5号は4号とは別に認定書を取得する必要がある)。

また、中小企業者が借換えにより複数口を一本化することを希望している場合、異なる自治体の制度間で一本化(例:A県の制度融資1,500万円とB市の制度融資4,500万円を、A県の制度融資6,000万円に一本化)できるかについては、各自自治体に相談されたい。

※借換えと同質とみなされる実行前完済を保証条件とする場合の考え方も本表に基づく。